

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 30 年 3 月 8 日
福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、M I C E の魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、別紙 1～11 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 19 条第 5 号のイ～ハ、別紙 12～16 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 19 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑮及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

③ 博多まちづくり推進協議会

- ・博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り：別紙 5)、博多停車場線(大博通り：別紙 5)、博多駅山王線(筑紫口中央通り：別紙 5)

※既に認定を受けている、③博多まちづくり推進協議会の博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り)の適用区域拡大であるため、区域計画本文の変更なし。別紙 5 のみ変更。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(3) 事項：特区医療機器薬事戦略相談の実施

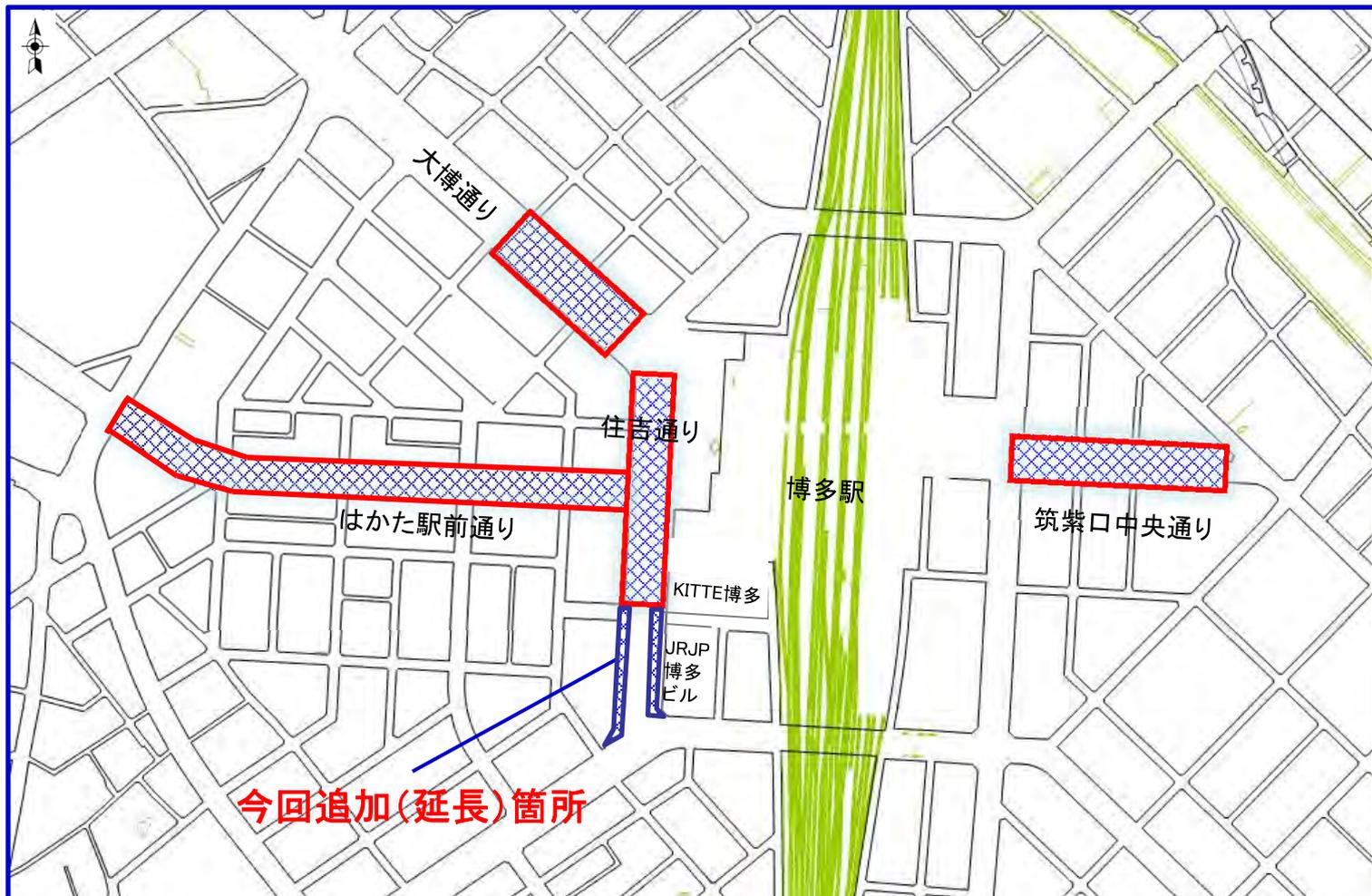
内容：九州大学病院が、革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談を活用して、治験期間を短縮し、開発から市販・承認までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的医療機器の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【直ちに実施】

(4) 事項：革新的な医薬品の開発迅速化

内容：九州大学病院が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【直ちに実施】

別紙5 国家戦略道路占用事業の適用区域

博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り),
博多停車場線(大博通り), 博多駅山王線(筑紫口中央通り)



【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業



道路部分



位置図

